

## 特定複合観光施設区域整備法案の国会提出に当たっての要望と提言（第一次）

平成 30 年 5 月

一般社団法人 日本観光・I R 事業研究機構

I R 法案の立案に携わってこられた内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の皆様のご努力に厚く御礼を申し上げ、特定複合観光施設区域整備法案（「I R 法案」）の早期成立を期待するとともに、同事務局および関係各位に、以下のとおり第一次の要望と提言を行います。

これは、今後、①政令および国土交通省令・カジノ管理委員会規則（「政省令等」）の制定、②国土交通大臣の基本方針および地方公共団体の実施方針・区域整備計画等（「基本方針等」）の作成ならびに③I R に関する国の機関および地方公共団体の実務運用、予算措置等（①から③を総称して「一連のプロセス」）において、取入れていただきたい事項を現時点で取りまとめたものです。

なにとぞ宜しく願い申し上げます。

1. 特定複合観光施設（I R 法案第 2 条第 1 項第 1～6 号）は、規模（量）だけでなく質的にも上質であることが必要である。また、設置する施設のハード面だけでなく、運営のソフト面を軽視してはならない。
2. そのためにも、設置運営事業者が特定複合観光施設のハードとソフトの双方に十分な投資を行うことができるよう、一連のプロセスにおいて、国および地方公共団体には次のことをお願いしたい。

納付金の率が国および都道府県等の合計 30%（（I R 法案第 192 条第 1 項）と I R 法案がモデルとしているシンガポール等に比べて高率であるため、次のことが、他の国々における以上に重要である。

- (1) 国および地方公共団体の責務と規定されている特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策（特定複合観光施設区域の周辺地域の開発および整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。）（I R 法案第 3 条および第 4 条）のうち特にインフラの整備については、一般的な予算措置以上の特段の措置を講じること
- (2) 納付金の使途と規定されている上記 (1) の施策に納付金を十分に充てること（I R 法案第 231 条および第 232 条）
- (3) (1) および (2) に反して、設置運営事業者に過度の負担を求めないこと。

3. 日本型 I R である以上、設置運営事業者は、外資企業単独型ではなく、日本企業が資本面、業務面等様々な面で幅広く参加できるようにすべきである。
  - (1) 国および地方公共団体は、このことを一連のプロセスにおいて確保していただきたい。
  - (2) 例えば I R 法案第 93 条第 1 項第 3 号の規則を含め、各種の業務のできる限り多くの分野で、日本企業が積極的に参加できるようにしていただきたい。

日本観光・IR 事業研究機構としては、これからも、国際競争力があり、質の高い日本型 IR が実現するよう、関係者各位と協力していく予定であります。